

第 5 回農業委員会総会議事録

平成 2 4 年 5 月 7 日 (月)

射水市役所布目庁舎 301 号室

射 水 市 農 業 委 員 会

議 事 日 程

- 1 議事録署名委員の指名
- 2 会 期 の 決 定
- 3 報 告 事
- 4 議 事

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 報告(報告第16号から第19号)
日程第4 議事(議案第17号から第22号)

委員及び出欠委員の氏名

議 長 舟木 康眞

委員の定数 24名

委員の現在数 24名

出席委員(22人)

1番	石庭 文男	2番	山崎 良吉
4番	土合 正夫	5番	中井 敏男
6番	山下 隆之	7番	横山 實
8番	石井 寿男	9番	前花 敏子
10番	山崎 秋夫	11番	永森 薫
12番	三島 博	13番	大松 治雄
14番	舟木 康眞	15番	杉森 雅弘
16番	山本 久雄	17番	水元 睦雄
18番	前田 進	20番	山谷 孝芳
21番	田中 智浩	22番	佐伯 洋作
23番	橋爪 秀夫	24番	永野 邦夫

欠席委員

3番	熊西 忠治	19番	向井 隆一
----	-------	-----	-------

議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2

報告第16号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第17号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について
報告第18号 農地法第5条第1項第6項の規定による届出の受理について
報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知等について

議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第18号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第20号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請について
議案第21号 土地改良法第3条第2項の規定による承認について
議案第22号 農用地利用集積計画の決定について

事務のために出席した事務局職員

射水市農業委員会事務局

事務局長 谷川 晃司 庶務係長 安元 啓二
主 任 坂木 茂利

射水市農林水産課

農政係長 鎧塚 英樹 主 任 青木 克憲

会議の概要

開会時刻 午後2時00分

議長(舟木会長)

それでは、これより第5回の射水市農業委員会総会を開会いたします。
本総会は出席委員が定足数に達しておりますので、本総会は成立しておりますことをお知らせします。

それでは、これより本日の会議を開き、直ちに日程に入ります。

議事録署名委員の指名

議長(舟木会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第21条の規定により、議長において「11番 永森委員」「12番 三島委員」をそれぞれ指名します。

以上で日程第1を終わります。

会 期 の 決 定

議長（舟木会長）

それでは、日程第2の会期の決定について諮ります。
本定例会の会期は、本日一日とすることに異議ありませんか。
（「異議なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

異議なしと認め、会期は、本日一日とすることに決定します。
以上で日程第2を終わります。

報 告

議長（舟木会長）

次に、日程第3 報告事項に入ります。

（報告第16号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第16号農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

（報告第17号の説明）

議長（舟木会長）

次に報告第17号農地法 第4条第1項第7号の規定による届出の受理についてを議題とします。
これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長（舟木会長）

以上で事務局の説明が終わりました。

これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

議長(舟木会長)

次に報告第18号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理
についてを議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声起きる)

議長(舟木会長)

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。
案件を農業委員会会長専決規程第2第2号の規定により専決処分いたしましたので、ご了知をお願いします。

(報告第19号の説明)

議長(舟木会長)

次に報告第19号農地法第18条第6項の規定による通知等について
を議題とします。

これに関する概要説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書により説明。

議長(舟木会長)

以上で事務局の説明が終わりました。
これより、案件に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

中井委員

議案書の8番から29番だけど、こっつて認定農家の さんが地区のほとんどの農地を一人で耕作しておられたってこと。

事務局（安元）

こちらで確認したところでは、実際には認定農家の さんが営農組合のような形態で、集落の方々と一緒になって耕作されていたようです。つまり、 さんは、その代表のような位置付けと認識しております。

舟木会長

認定農業者の さんの年齢は？

事務局（安元）

現在69歳になられます。

中井委員

実際には集落ぐるみで耕作しておられたがやったら、わざわざ さん名義で利用権設定されんでも、集落営農組合を立ち上げて耕作をされれば良かったがでないがかね。

山崎委員

私の知っているところでは、ここは昔、営農組合を作ろうという話もあったのですが、県や町の補助金申請をするにあたって、要件に定める下限面積が少し足りなかったことから断念されたという経緯があったと記憶しています。

そこで、在所で話し合われて、当時の生産組合長の さんが代表となって、これまでずっと続けてこられたようですね。

中井委員

わかりました。

永森委員

5ページの5番にある さんの合意解約理由が転用のためとなっておりますが、転用の議案に見当たらないのは、なぜか教えてください。

事務局（安元）

この件については、窓口での相談も受けておりまして、今月は提出されませんでした。近いうちに申請をされるものと伺っております。

議長（舟木会長）

そのほかに質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質疑なしと認めます。これにて質疑を終了いたします。

各案件について農地法第18条第6項の通知がありましたので、ご了知をお願いします。

以上で日程第3を終わります。

議長（舟木会長）

次に日程第4 本総会に提案した各議案を議題としてお諮りします。

各位には、慎重審議のうえ、適正な議決をお願いします。

（議案第17号説明・表決）

議長（舟木会長）

それでは、まず議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

それでは、議案書10ページをご覧ください。

今回は8件ございます。

【議案第17号を議案書をもとに朗読】

今回申請のあった8件のうち、5件は経営規模の拡大を目的とする所有権移転で、うち2件は農地交換のための所有権移転。

うち1件は経営移譲のための使用貸借権設定です。

いずれの議案も農地法第3条第2項には該当しないことから許可要件を満たすものと考えます。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより本議案について質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手のうえご発言をお願いします。

質疑ありませんか。

山本委員

議案書にある8番の譲受人の　　さんって農家ですか。

事務局（安元）

現在、畑地を所有しておられますので、農家であると確認しております。

山本委員

8番の譲受人の　　さんちゃ、実際に自分で田んぼをされるの。

事務局（安元）

申請書を持参されたときに、窓口で確認をいたしましたところ、耕作は法人に委託されると伺っています。

山本委員

その法人って、私の地元 地区でも何人かの人が預けておられますが、草管理などが悪くて、地元でも問題になっている。預けられたあとの、その辺の管理をちゃんとやってもらえるのかどうも心配なんだけど。

事務局（安元）

譲受人の さんから、 に耕作を委託する旨の話を伺った際、市内の某地区で草管理が悪くて問題になっている事例等を説明し、に対し、草や水管理等を適正に実施し、回りの農地に迷惑をかけることがないように、事前に確認しておいてくださいと伝えておきました。

前田職務代理

実は、以前に私の地域の 営農にも耕作をお願いできないかと、当初相談があったのですが、地元組合員以外の耕作は請けないことになっているので、お断りした経緯があります。

議長（舟木会長）

できれば、地元の方で請けてもらえれば一番良いとは思いますが、それぞれ組織の事情があるようでなかなか難しいものですね。

今後も、地元委員さんや事務局のほうでも、適正に管理をされているかどうか、定期的な確認をよろしく願います
そのほかに質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

別段ないようでありますから、これにて質疑を終結いたします。

それでは、本議案を直ちに採決いたします。

議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について、許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手です。よって、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請については、許可相当と認めることに賛成することに可決いたしました。

(議案第 1 8 号説明・表決)

議長 (舟木会長)

次に、議案第 1 8 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書 1 1 ページ 議案第 1 8 号をご覧ください。
今月の農地法第 4 条の許可申請は 2 件でございます。
議案書に基づき、ご説明いたします。

【議案第 1 8 号を議案書をもとに朗読】

受付番号 1 番と 2 番はいずれも農家分家住宅敷地とするための申請であります。いずれも無断転用でありまして、今回始末書を添えて申請をされております。

議長 (舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

これより順に地域の委員の意見を求めます。

申請番号 1 番と 2 番について佐伯委員より説明をお願いします。

2 2 番 佐伯委員

議案第 1 8 号の 1 番について、説明します。

申請人は、集落内で 2 2 アールを耕作する農家です。

現在の家は昭和 4 9 年に新築されたものですが、最近になって、地区の会合に出席をした際、敷地が無断転用となっていることを知らされました。

そこで、このような違法状態を是正するため「始末書」を添えて申請されたものでありまして、申請者自身、今後このようなことがないよう十分に反省をされております。

なお、今回の転用による周辺の農地への影響はないと思われ、地元自治会並びに土地改良区等の同意も得られております。

ひきつづき、2 番について説明します。

今回の件についても先の 1 番と同様のケースでございます。

まず、申請人についてでございますが、約 1 2 アールを耕作する農家で、現在の家は昭和 4 9 年に新築されており、1 番のケースと同じく、地区の会合に出席した折に敷地が無断転用状態にあることを知らされました。

こちら、1 番の さんと同じく十分に反省し、始末書を添えられており、転用による周辺の農地への影響はないものと思われ。

以上です。

議長（舟木会長）

以上、地域の委員の意見を述べていただきました。

それでは、事務局より農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を求めます。

事務局(安元)

議案第18号の1番から2番までの農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明をさせていただきます。

議案第18号の1番について

農地の区分は、1種農地と判断します。

1種農地での転用は原則として不許可であります。集落にも接続し、転用しようとする面積が農家住宅で708㎡と敷地の利用計画上也別段問題はないと判断でき、無断転用状態ではあります。始末書も添えられていることから、転用はやむをえないと考えます。

2番について

農地区分は1種農地と判断します。

1種農地での転用は原則として不許可であります。申請地は集落にも接続しており、農家住宅で752㎡と敷地の利用計画上也別段問題はないと考えます。

敷地の利用計画上也別段問題はないと判断でき、1番と同様、無断転用状態ではあります。これを是正しようとするものであり、始末書も添えられておりますことから、転用はやむをえないと考えます。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

中井委員

ここの地区って、まだ何件が無断転用になっているところがあるって聞いているけど、あとどれくらいあるの

事務局(安元)

事務局で把握しているところでは、あと3件あります。

それらについては、事前に県とも相談し、早急な是正についての指導を行っておりまして、順次転用手続きがされるものと思われま

議長（舟木会長）

そのほかに質問はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第18号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、を許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。

よって、議案第18号については、許可相当と認め、富山県知事へ送付することとします。

（議案第19号と20号の説明・表決）

議長（舟木会長）

次に、議案第19号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてと議案第20号 農地法の許可に対する事業計画変更承認申請についてを議題としてお諮りします。

本議案に関する概要説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案書12ページの議案第19号と13ページの議案第20号をご覧ください。

今月の農地法第5条の許可申請は4件と農地法の事業計画変更承認申請は1件でございます。

議案書に基づきご説明いたします。

【議案第19号と20号を議案書をもとに朗読】

受付番号1番は農業機械置場兼駐車場兼育苗施設とするための転用申請です。

2番は営農組合の農機具格納庫及び管理棟敷地とするための転用申請です。

3番は病院の駐車場敷地を拡張するための申請。

4番は自動車修理業を営む譲受人が、修理用車両の駐車場敷地とするための申請であり、ここは以前に、今回の譲渡人が会社敷地として転用許可を受けていたものを、事業計画変更申請と併せて申請されたものです。

議長（舟木会長）

事務局の説明が終わりました。

これより順に地域の委員の意見を求めます。

1番については、山崎秋夫委員より説明をお願いします。

山崎秋夫委員

1 番について、説明します。

申請者は 地区を受益とする営農組合「 営農組合」の組合長です。

組合の設立は昭和 年で現在の耕作面積は約 ヘクタール。構成農家は 件で主に水稲作を行っております。

現在、組合では昭和 年に建設した米麦乾燥調製施設兼農機具格納施設を有しておりますが、近年の耕作面積の拡大や機械の大型化等により農繁期には既存の格納庫を含む敷地内のスペースだけでは手狭になっており、作業にも支障を来しています。

さらに、作業に従事する1日あたり平均20人の出役者の駐車場も確保できないことから、周辺の農道沿いに停めざるを得ず、付近を通行する歩行者や車に対しても迷惑をかけている状況です。

このため、隣接する農地を借受け農業機械置場兼駐車場と育苗用ビニールハウス敷地とすることで効率的に農作業を進めようとするものです。

今回の転用により、周辺農地への影響もないと思われ、地元自治会並びに生産組合等の同意もえられておりますことから問題はないと思います。

議長（舟木会長）

2 番については、石井委員より説明をお願いします。

石井委員

2 番について、説明します。

申請者は 地区を受益とする「農事組合法人」の代表者です。

昨年の冬、従前の廃畜舎を利用した組合の農業資材庫が老朽化と大雪により倒壊したことから、現在の場所に農業資材庫を新設いたしました。

ところが、完成検査の際に県の担当者から施設に隣接する仮設事務所が建築基準法上、問題があると指摘を受けたことから、急遽、組合の役員で話し合った結果、問題のあった仮設事務所を撤去し、新たな事務所を建設することになりました。

また、設立当初より保管場所が確保できないため、組合員宅の納屋に保管してもらっている農業機械を一体的に保管できる施設も併せて建設することに話がまとまりました。

今回の転用により周辺農地への影響もないと判断され、地元自治会並びに生産組合等の同意も得られておりますことから問題はないと思います。

議長（舟木会長）

3番については、三島委員より説明をお願いします。

三島委員

3番について、説明します。

申請人は、地内で総合病院及び診療所を開設しております。

このほど、病院敷地内にある駐車場に高齢者向けのサービス付き高齢者住宅を建設することになりました。

これにより駐車場が不足するため、隣接する農地を転用し来院者及び職員用の駐車場として転用しようとするものです。

今回の転用により周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会や生産組合等の同意も得られておりますことから問題はないと思われ
ます。

議長（舟木会長）

議案第19号の4番及び議案第20号の1番については、横山委員より説明をお願いします。

横山委員

議案第19号の4番及び議案第20号の1番について説明します。

申請地は食品加工業を営む今回の譲渡人が工場兼事務所敷地とするため、昭和43年に転用申請し許可を受けておりました。

ところが、その後、別の場所で必要な面積が確保できたことから、計画を変更し、別の場所に建設をされました。

以来、40年近く盛土状態のまま放置されておりました。

最近になって、申請地の近くで自動車修理業を営む今回の譲受人に手狭となっている修理用車両置場として、譲渡することで話がまとまりました。

今回の転用により周辺農地への影響はないと思われ、地元自治会や生産組合等の同意も得られておりますことから問題はないと思われ
ます。

議長（舟木会長）

以上、地域の委員の意見を述べていただきました。

それでは、本議案に関する説明を事務局に求めます。

事務局(安元)

議案第19号の1番から4番までと議案第20号について農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明をさせていただきます。

議案第19号の1番について

農地の区分は、1種農地と判断します。

原則として、1種農地での転用は原則として不許可であります。目的が農業用施設であり、既存施設の面積は1,889.12㎡で、今回の申請面積が943㎡と転用許可基準に定める既存地拡張の上限が1/2以内であることから、別段問題はないものと考えます。

ここは農振農用地内の農地であり、除外手続も併せて申請中となっておりますことを申し添えます。

2番について

農地区分は1種農地と判断します。

1種農地での転用は原則として不許可であります。目的が農業用の施設であることから、許可基準上の問題はないと考えます。

申請地は農振農用地内の農地であり、除外手続も併せて申請されております。

3番について

農地区分は1種農地と判断します。

1種農地での転用は原則として不許可であります。目的が病院の駐車場敷地であり、計画上も別段問題はないと判断され、許可基準に定める既存地拡張要件も満たし、別段問題はないものと考えます。

なお、申請地は先の案件と同じく農振農用地区内であることから農振除外手続も併せて手続中です。

4番及び議案第20号の1番について

農地区分は1種農地と判断します。

こちらの申請地は、昭和43年に今回の譲渡人が食品加工工場及び本社事務所敷地として転用許可済であったものですが、その後の計画変更により、転用されなかったものを、今回、事業計画変更申請と併せて修理用車両置場として譲り受けようとするものです。

許可規準に定める集落接続要件も満たし、利用計画も別段問題ないと判断します。

議長（舟木会長）

事務局より農地法に基づく転用許可の検討事項について説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起る）

議長（舟木会長）

質問なしと認め、直ちに採決します。

議案第19号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてと議案第20号農地法の許可に対する事業計画変更承認申請についてはこれを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長(舟木会長)

全員挙手であります。

よって、議案第19号と議案第20号については、許可相当と認め、富山県知事へ送付することとします。

議長(舟木会長)

次に、議案第21号 土地改良法第3条第2項の規定による承認についてを議題とします。

本議案に関する説明を事務局より求めます。

事務局(安元)

議案書14ページ 議案第21号をご覧ください。

今回の承認申請は1件でございます。

議案書に基づきご説明いたします。

【議案第21号を議案書をもとに朗読】

今回の申請人は、以前に親子間での経営移譲をされ、父親は農地の所有者、娘が耕作者となっています。

今回の申請では、申出のあった農地の耕作者である娘の さんが、土地所有者である父親の さんに土地改良法に定める資格を交代するため、土地改良法の第3条に基づき承認申請をされたものです。

議長(舟木会長)

事務局の説明が終わりました。

本議案に関する質問等はありませんか。

中井委員

この さんちゃ、いつ経営移譲をされたがけ。

事務局(安元)

平成21年の3月です。

中井委員

わかりました。

山崎良吉委員

今回みたいな申請って、これまでも出されたことあるの。

事務局(安元)

調べたところ、合併後に4件の申請がありました。

直近では平成21年に1件の申請ありました。

山崎良吉委員

わかりました。

議長（舟木会長）

そのほか、質問等はありませんか。
（「なし」の声起きる）

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
お諮りします。
只今議題となっております、議案第21号につきましては、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、そうすることにご異議ありませんか。
異議なしと認めます。
よって、本議案を直ちに採決いたします。

議長（舟木会長）

質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
お諮りします。
議案第21号土地改良法第3条第2項の規定による承認について許可申請について、
これを許可相当と認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

全員挙手であります。
よって、議案第21号については、これを承認することに認めます。

議長（舟木会長）

次に、議案第22号 農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による「射水市農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。
それでは、事務局より概要説明を求めます。

事務局（青木）

今月の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による案件は1議案62件です。

【議案書に基づいて、農用地利用集積計画（案）の内容を説明】

以上、計画申請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上です。

議長（舟木会長）

事務局より説明がありましたが、本議案に関する質問等はありませんか。

（「なし」の声起きる）

質問なしと認め直ちに採決します。

それでは、議案第22号 射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり認めることに賛成する委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長（舟木会長）

挙手全員であります。

よって、議案第22号の射水市農用地利用集積計画の決定については原案のとおり決定されました。

そのほか事務局より報告事項があったらお願いします。

その他報告(協議)事項

農業委員会視察研修会について

実施予定日 平成24年6月28日(木)～29日(金)
視察先 滋賀県方面

農業委員会歓送迎会の決算報告

富山県農業施策に関する政策提案活動の実施について
次回総会までに各自提出すること。

次回総会の予定

日時 6月6日(水)午後2時より
会場 射水市役所 布目庁舎301号室の予定

以上をもって本日の第5回総会を閉会します。

議 長

署名委員

署名委員

第5回農業委員会総会議事録

縦
覧
中

縦覧期間

自 平成二十四年 五月 十一日
至 平成二十四年 五月 三十一日